

# インターネットの運用に関する校内規定

広島市立中島小学校

## 目 的

本規定は、本校におけるインターネットの利用に伴い、児童の情報活用能力の育成、向上を図り、教育活動全般にわたる、より豊かで充実した活動を創造することを目的として、必要な条項を定めるものとする。

## 定 義

本規定において次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

### 1 個人情報

氏名・住所・電話番号・生年月日・趣味・特技・写真・図版・作文・意見及び主張等の個人に関する情報で、特定の個人が識別されまたは識別され得るものをいう。

### 2 保護者

児童及び未成年の卒業生の法定代理人または監護権者をいう。

## インターネットの利用

本校における児童及び教職員のインターネットの利用は、以下に掲げる通りとする。なお、この他に新たな事項が発生した場合は、学校長の承認を得て利用することとし、必要に応じて関係部局とも協議する。

### 1 情報発信及び受信

学校ホームページやメール等を利用し、学習事項のまとめ等を発信すると同時に、意見等を受信する。ただし、ホームページによる情報の発信については、広島市教育委員会の指針（「広島市立学校ネットワーク及びインターネットの活用について」）に従うこととする。

### 2 情報検索及び収集

ホームページにおいて教育や学習に関連する情報を検索、収集したり、メール等を利用して教育・学習に関連する質問を送り、回答を得る。

### 3 教材及び学習資料作成

授業で活用可能な画像データや文書データを収集、加工して、教材や学習資料の作成を行う。

### 4 国内及び国際交流

電子メール等を利用して、国内及び国外の学校ならびに諸機関等との交流を行う。

### 5 情報交換

電子メールや「ひろしまビジョンネット」等を利用し、学習、教育、校務等に関する情報交換を行う。

## ネットワーク管理者及び運用責任者

ネットワーク利用の適正な管理及び個人情報の保護を図るため、校内にネットワーク管理者（以下管理者という）と運用責任者を定める。

- 1 ネットワーク管理者は校長とする。
- 2 運用責任者は情報教育推進担当教員とし、管理者の指示のもとで以下の業務を行う。
  - (1) インターネット関連機器及び施設の保守及び管理
  - (2) インターネット接続に関わるアドレス及びパスワード等（ホームページ・メール・掲示板等）の適正な管理
  - (3) 広島市教育委員会及び接続業者等とのインターネット接続に関わる連絡及び調整。
  - (4) その他、管理者が必要と認めた業務。

## 個人情報の保護

インターネットによる児童，卒業生，教職員及び関係者の個人情報の発信は，学校教育上有益あるいは必要と認められる場合に限るものとし，発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように，必要な対策を講じなければならない。

- 1 児童及び卒業生の個人情報の発信の際には，本人及び保護者に対して，個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し，同意を得た上で，教師の指導のもとに発信するものとする。
- 2 学校のホームページに発信した個人情報について，本人もしくは保護者から，訂正・削除の要請があった場合は，速やかに適切な処置を講じなければならない。
- 3 インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は，以下に示す通りとする。

内 容	不特定の相手	特定の相手	
児童氏名	×	(*1)	(*1)原則として姓あるいは名のいずれかを用いる。ただし教育上必要がある場合には，姓名を使うことも可とする。
学 年	×		
ク ラ ス	×		(*2)原則として集合写真とし，またマスキングするなどして個人が特定できないよう配慮する。
出席番号	×	×	
性 別			(*3)教育上の必要に応じて，個人写真を使うことができる。
生年月日	×	×	
住 所	×	×	(*4)教育上の効果を考慮し，有益あるいは必要と思われる場合，発信することができる。
電話番号	×	×	
写 真	(*2)	(*3)	(*5)その他の個人情報については，ネットワーク管理者と協議の上，発信するものとする。
趣味・特技	×		
意見・主張等	(*4)	(*4)	
作品・活動や学習の成果			
成績関係資料	×	×	
評 定	×	×	
そ の 他	(*5)	(*5)	

( 可 条件付きで可 × 不可 )



- 2 問題発生に児童が関わっている場合は、必要に応じて保護者に連絡し、問題の経緯や状況等を説明し、再発防止に向けての協力を依頼する。

### **私的情報発信における注意事項**

教職員及び児童が、家庭等において、個人または私的団体としてホームページ等で情報発信を行う場合は、学校及び学級が当該情報発信の主体者でないことを明記しなければならない。

### **本規定の見直し**

学校教育におけるインターネット利用の進展等に伴い、本規定に見直しの必要が生じたときは、学校長の承認を経て、見直しを行うものとする。

(付則)

本規定は平成14年1月25日より適用する。